

1. 件 名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の設計及び工事の計画の承認申請（軽水減速炉心用燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年5月24日（水） 15時30分～16時20分
3. 場 所
  - （1）原子力規制庁 10階南会議室
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職、三好技術参与  
原子力規制部 専門検査部門  
松本主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
  - 資料1：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書（KUCA軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）
  - 資料2：技術基準規則との対応表

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。それでは時間になりましたので、京都大学K U C Aの応接公認の申請書を経営し平成10信用で濃縮医療所の生活のお開きで始めたいと思います。
0:00:16	まず出席者の確認をしたいと思います。
0:00:21	規制庁側からは、カトウミヨシ。
0:00:26	それとあとですね、フジモリの方が参加してさらにウェブでモチヅキ、それとあと専門検査のマツモトとオノが参加となっております。京大さんはどうですか。
0:00:41	はい。京都大学からはですねミサワキタムラタカハシ、この三名が出席させていただきますよろしく願いいたします。
0:00:51	よろしく申し上げます。
0:00:55	そうしましたら資料に沿って説明の方よろしく願いいたします。
0:01:03	資料の説明の前に最初は私、キタムラからちょっとお話をさせていただきます。
0:01:09	この件はですね、4月の末にし、設置変更承認いただきまして、それからようやく

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	燃料の製作に着手するのに必要な設工認申請となっております。私どもの中で、重要な質問申請の速度と位置付けられております。続けておりますので、力を込めてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:01:33	では資料の方はタカハシの方から説明させていただきます。
0:01:41	京都大学の高橋です。本日よろしくお願いいいたします。それではですね先ほどお送りしております資料に基づいてご説明差し上げたいと思えます。
0:01:51	まず申請の概要になりますが、今後新設申請はですね、臨界実験装置、K F Cの原子炉本体の内にですね、燃料体の燃料材の種類というものがございましてその中に固体減速炉心用と軽水減速炉心用という二つのものでございます。
0:02:09	今回の石等に申請におきましてはですね、こちらの燃料体のうち、軽水減速炉心に装荷する軽水減速炉心用の低濃縮ウラン、標準型、
0:02:21	燃料欄以下燃料要素というふうに固相させていただきますが、こちらの製作について申請するものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	今回の申請に先立ちまして、原子炉設置変更承認申請に於いて様々な議論をしていただきまして、そちらの燃料のおおよその仕様というものはすでに、
0:02:42	ご承認いただいているものと理解しております。そこで今回の設工認申請においてはですねまず一つ目として、
0:02:50	原子炉設置変更承認申請における、軽水減速炉心用低濃縮ウラン燃料の要素の記載と整合しているかどうかですね、こちらをご確認いただくということと、
0:03:02	二つ目として、技術基準規則との適合性を確認いただくというこの2点になるかと思っております。
0:03:11	まず初めにですね、どの1田尾のものを製作するのかというイメージを掴んでいただくために、資料にありますような図をつけさせていただいております。
0:03:23	左側がですね燃料要素の概略図というふうになっておりましてこういったサイズのをですね、製作する予定としております。
0:03:34	で、こちらの燃料要素をですね右に示すようなですね、フレームと呼んでます燃料フレームと呼んでおりますものに挿入をいたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:45	こちらを炉心の方に入れて使用するという形でになります。
0:03:51	今回今回の設工認で対象となるものというものが、こちらの左側に示しております図。
0:03:59	燃料要素のものに関する設工認申請というふうになります。
0:04:05	次のページに移りまして次のページには燃料要素の図面ということで、詳細な寸法等を記載したものをですね、添付させていただいております。
0:04:17	こちらは申請書の方にも添付しておりますので、その際については、ちょっと順序情報的にですねここでご説明することができないので、
0:04:29	割愛をさせていただきますが、こういったサイズのものを作成するというのでございます。
0:04:36	次のページに移りましてまず初めに、原子炉設置変更承認申請における、今回の
0:04:44	軽水減速炉心を、低濃縮ウラン燃料要素の記載ということについて正誤をですね、触れているかどうかの、簡単な表を作らせていただきましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	説明します。左側が設工認変更承認申請になりまして、右側が設工認申請申請書での記載項目となっております。
0:05:07	まず、本文 5 にあります試験研究用等原子炉及びその不足し、附属施設の維持構造及び設備に関しまして、
0:05:17	その燃料体に関する説明がこちらにございますように記載されておりますが、これに整合がとれるようにですね、右側にあります設工認申請書におきましては、3、
0:05:30	ポツ 1 ポツに、燃料要素のところ、3 ポツ 2 ポツ 1 燃料剤の使用、3 ポツ 2 ポツ 3 燃料要素の使用という項目に記載をさせていただいております。
0:05:43	また、し設置変更承認申請の本文に被覆材の種類に関しましては、軽水減速炉心用として、
0:05:53	ウランシリサイドアルミニウム分散型燃料材については耐食性あるビニールを使用するということを記載しておりますので、設工認申請書においては、3 ポツ 1 ポツ 2-被覆材の種類、被覆材の仕様のところですね、その旨を記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	3 燃料要素の構造につきましては軽水減速炉心用として、ここに示しておりますような内容を記載させていただいておりますが、設工認申請書においては、
0:06:21	燃料要素の構造に他所の仕様新法というところに、その旨を記載しているということでございます。
0:06:27	次のページに移りまして、設置変更承認申請書添付書類 8 につきまして、原子炉本体の構造及び設備の炉心燃料代の最大挿入量 t もスクラム燃料炉心というところにつきましてこのような記載がございますので、
0:06:43	設工認申請においては、こちらに示しております炉心に対する制限電流その主要という形で、お示しております。
0:06:52	また、添付 88-2-2 燃料体のところに関する記載に関しましては、
0:06:58	設工認申請において 3 ポツ 1 ポツ 2 燃料要素燃料材の種類、燃料材の使用、燃料要素の使用というところに示しております。
0:07:08	次のページに移りまして、828-2-2-2 の被覆材の種類ということに関しましては、3 ポツ 2 ポツに被覆材の使用ということで設工認申請に示していると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	同様に燃料要素の構造というものに関して、
0:07:25	設置変更承認申請におきましては、軽水減速炉心用として、燃料新座ウランシリサイドアルミニウム分散型燃料で福沢田井の耐食性アルミニウムであり、十分な機械的強度を有するとともに、
0:07:39	核分裂生成物の封じ込めの十分な能力を有しているという項目に関して、設購入申請書では、右に示しております4項目の何にですね、
0:07:51	その内容を記載させていただいているというものでございます。
0:07:55	また標準型燃料番に関しては、ここに記載されております内容となりますが、こちらにつきましては燃料要素の使用というところで、設工認申請に書かせていただいておりますというところでございます。
0:08:10	こちらの整合につきましては、静止申請書ですね、添付資料の方に表という形で示させていただいておりますというものでございます。
0:08:23	これを踏まえまして私たちのところで申請書に書かせていただいた内容としての、設計条件として、まず、3ポツ1ポツ1、炉心に関する制限といたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:36	炉心への最大挿入量として、申すプラン名もスピードはこちらに示した通りでございますが、これらをこの申請書に記載されておりますような量を挿入するという形で示しております。
0:08:51	3 ポツ 1 ポツに、燃料要素、燃料材の種類としては、ウランシリサイドアルミニウム分散型燃料として、
0:08:58	申請書のに整合がとれるような形でですね、濃縮度等をU
0:09:04	三つとですね、割合をですね、示させていただいております。
0:09:09	片括弧 2 として被覆材の種類としては、体に植生アルミニウム。
0:09:14	(3) として燃料の要素の構造といたしましては、こちらに記載しております。しております。寸法、被覆を含んだ寸法としてこのようなものを記載しております、
0:09:26	こちらの燃料要素ですね先ほど申し上げました通り、燃料支持フレームにはめ込んで使用するということを記載しております。
0:09:36	次のページ移りまして、燃料材の種類として、まず 1、括弧として、アルミニウム粉末丸ミンク合金として、この材料を使用すると記載しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	2 括弧として、裏のシリサイド粉末として、濃縮度というのをこのような数値とさせていただきます、シリコン濃度というものをこちらに、7.5 ということで示させていただきます。
0:10:01	(3) としてウランシリサイドコンパクトで、こちらに含まれます浦新居 3 号炉はここに記載されさせていただいている量ということにしております。
0:10:11	燃料代の仕様としてアルミニウム合金としてこちら西枯れている材料を使用するというにしております。
0:10:20	実技のページ移りまして設計仕様として、まず燃料要素の仕様としては、寸法として、
0:10:26	1 (1) 寸法として、まず、燃料要素の寸法ですね、f 被覆を含んだ形として、この寸法のものを示すと、燃料芯材といたしましては、
0:10:38	やっぱここに記載されている寸法になるということでございます。
0:10:42	被覆材の厚さにつきましては、製造バッチごとに、燃料要素 1 枚というのを 2 選びまして、その燃料要素から下の図に示すようなですね三つの試験というものを取り出しまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:56	この三つの試験の平均被覆材厚さというものがこの値になるようにすると。
0:11:03	局所的最小厚さというのは試験のうちと3で、この試験変動2では、この辺りの範囲になるということにしております。
0:11:16	次に移りまして、設計仕様として、燃料要素の仕様としまして、
0:11:22	まず浦密度がこのあたり、根井さん、括弧として数量にしましては、製作数としては、この枚数を製作するというようにしております。
0:11:33	その他として、燃料要素1枚ごとにはIDの杭を行うとかです。ね刻印日は燃料芯材以外とするというふうに、設計仕様を決めております。
0:11:44	以下の設計仕様は、仮設工認申請書の添付書類、原子炉設置変更承認申請書との整合性に関する説明書において、整合性というものを確認をしていると、いうことでございます。
0:11:59	続きまして、工事の方法及び手順ということなんですけれども、こちらの左の図に示しておりますようなフローにのっとりまして、工事の方法と言います手順を進めていきたいと。
0:12:13	いうふうに考えている次第でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:16	本工事ではですね製作の工程並びに輸送に関わる状況というものを踏まえましてですね、
0:12:24	こちらの方法及び手順を2回実施するという事で考えている次第でございます。
0:12:33	続きまして試験検査項目といたしまして、まず初めに、構造方、強度及び漏えいの確認に関わる検査といたしまして、
0:12:46	1、2、3、
0:12:49	ということで、燃料代材料検査と被覆材検査と、燃料要素検査というものを予定しております。
0:12:58	燃料剤材料検査といたしましてはまず、1(1)としてアルミニウム粉末の化学的組成検査、
0:13:07	2括弧として浦野シリサイド粉末の化学的組成検査と濃縮度検査、
0:13:12	(3)として、村野シーサイドコンパクトのプラン23の大容量検査とか、
0:13:18	いうものを考えております。
0:13:21	2の被覆材検査としましては、(1)として、科学的組成検査、
0:13:27	(2)として機械的性質ケースというものをを行う予定としております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	3 ポツにですね燃料要素検査として、(1) から (7) までの検査がございまして、(1) として、燃料芯材 1 寸法検査、
0:13:44	(2) 浦密度検査、(3) 燃料要素寸法検査、(4) 被覆材厚さ検査 (5) 外観検査、
0:13:54	(6) 国民検査、(7) ニーズ検査ということの項目について、検査を行うことを予定しております。
0:14:05	次に移りまして機能及び性能の確認に関する検査としては、今回の設工認申請では該当なしとしております。
0:14:16	次に三つ目として本申請に関わる工事が、本申請書に従って行われたものであることの確認に関わる検査といたしまして、
0:14:26	1 ポツ、適合性確認検査といたしまして設計変更が生じた、構築物等に関する適合性コミュ結果の検査ということで、
0:14:39	検査を行う予定としております。
0:14:43	2 発として、品質マネジメントシステムに関わる検査ということで、品質マネジメント操作というものを予定しているということです。こちらの各検査につきましては先ほどのですね、
0:14:58	すいません、12 ページに示しております手順書のところにですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:02	各検査項目とかですというものをですね、記載をさせていただいている というものでございます。
0:15:11	続きます以上がですね、
0:15:14	設置変更に関わる関わるマース適合性の関わるものとその設計仕様と か、工事の手順であとは検査項目についての説明でございます。
0:15:25	次のページからですね技術基準規則との適合性についてということで、 まとめさせていただいております。
0:15:34	17 ページ、18 ページにつきまして、技術基準規則ですね、の各所分に 関するですね、
0:15:43	説明の必要の有無というものについて、まとめさせていただいた表を記 載させていただいております。
0:15:53	今回の設工認申請におきましては、
0:15:57	燃料の製作に関わる部分、燃料を作る部分のものに限定をしております ため、今回の技術基準規則に関連する、
0:16:09	ところ今回の申請が技術基準と規則との
0:16:14	関連するところとしまいたしましては第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 22 条というふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	こちらの非該当の部分の説明につきましては、
0:16:27	別紙、今日はということで、資料になると思うんですけども別紙表 ということで準備をさせていただいております表にですね、
0:16:38	各条項に関してですね、今回の申請が必要ないというものの説明をさせ ていただいております次第でございます。
0:16:49	各条項ごとですねちょっと説明すると時間がかかってしまいますので、 今回は割愛をさせていただきます。六条八条 11 条 2 条 202022 条ので ですね、該当条項につきましてですね、
0:17:03	今日のヒアリングではご説明を差し上げたいと思っております。
0:17:09	こちらのまとめ表からいきましてまず、適合性第 6 条ということで、19 ページになりますが、
0:17:18	まず、地震による損傷の防止ということで第 6 条がですね、第 1 第 2 第 3 項までございます。第 1 項につきましては、当該燃料要素は耐震 C ク ラスを満足するものいたします。
0:17:32	なお燃料要素自体は耐震部材ではなく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:36	標準型燃料支持フレームに挿入して使用されるため、燃料要素の耐震性は、耐震Cクラスの標準型、燃料盤支持フレームの耐震性によって確保されるものであると。
0:17:49	燃料要素を小挿入した標準型燃料卵子フレームの耐震性について検討した結果、
0:17:56	第1項にですね、適合する設計となっているということでございます。
0:18:01	第2項につきまして第3項、第2項第3項につきましては、当該燃料要素というのは、耐震重要施設ではないため対象外というふうにしております。
0:18:14	続きまして第8条ですね、外部からの衝撃による損傷の防止と、
0:18:20	ということにつきまして、説明を差し上げておりますが、まず第1項第2号については、1、自然現象といたしまして、技術基準規則第8号来校の要求事項に適合されさせるため、
0:18:34	経路施設が想定される自然現象及びそれらの組み合わせによりその是正が損なわれる恐れがある場合は、防止措置その他の適切な措置を講じる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:44	(2) 人為事象、技術基準規則第 8 条第 2 項の要求事項に適合させるため、周辺監視区域に隣接する地域にですね、
0:18:54	事業所鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生する恐れがある要因がある場合には事業性における火災または爆発事象、危険物を搭載した車両船舶または航空機の事故その他の施設及び施設周辺の状況から想定される事象であって、
0:19:10	人為によるものにより、経営施設の安全性が損なわれないよう防護措置、その他の適切な措置を講じる。
0:19:18	(3) として適合性確認の基本方針として、N - S はすべて燃料施設の系施設の原子炉建屋ですね、に内包されていることから外部からの商品に対する防護措置等の適合性評価にあたっては、
0:19:32	原子炉建屋への影響の有無により確認することを基本方針とすると。
0:19:37	いうことしております。詳細につきましてはこちらの自然現象人為事象ですね、等の各項目について説明をしている内容につきましてはですね、
0:19:50	申請書ですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	適合性について、の説明文のところに記載をさせており、言います通り ございまして、こちらに記載させておりました通り、適合性について は確認されているというものでございます。
0:20:08	続きまして、第 8 条ですね、外部からの衝撃による損傷の防止というこ となんですけれども、第 3 項第 4 項について、
0:20:18	第 3 項は原子炉施設を船舶に設置する場合の式亭であること。第 4 号の 航空機かは、
0:20:28	実用炉発電用減少施設への航空機止め落下確率の評価基準について等に 基づき評価した結果、防護措置についてを判断する基準を超えていない ことについて、
0:20:39	設置変更承認を受けていることから、適用外としております。
0:20:44	以上が 3 項 4 項についての説明になります。
0:20:48	続きまして、第 11 条が機能の確認等ということですが、本申 請の対象である燃料要素は、認定により燃料所に蓄積される核分裂生成 物がわずかであり、
0:21:01	運転後におきましても燃料予想を直接手で触ったりすることが可能でござ います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	従って安全を確保する上です、必要な機能の確認をするための試験、またはですね、検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守が可能であると。
0:21:18	ということでございますので、今後情報については適合してるのと、
0:21:24	最後、22条ですね、炉心等というものに関しまして、まず第1項、第2項につきましては、
0:21:32	本申請の対象である燃料要素ですねこちらは技術基準付則に基づき、最高使用圧力 20 負荷荷重その他の燃料要素に加わる負荷に耐える耐えるように設計していること、推薦書添付に示す。
0:21:47	評価計算により確認しております。表、設計上要求される耐圧強度を確保しているものと、確認ができております。なお、軽水減速炉心は状扱いに置かれ、
0:22:00	通常運転時の最大の出力 100 ワット、最高使用温度 80 度ですね、と低いため、
0:22:05	燃料芯材及び伏在による栄養が相互作用はないと思います。
0:22:10	また材料検査、外観検査及び寸法検査を実施して適切な材料及び構造であることを確認しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:19	評価計算につきましてはですね、申請書に記載させていただいております通りでございます。
0:22:25	燃料予算、負荷荷重、自重に耐えられる構造で、
0:22:30	いうふうに考えておりました、適合性、
0:22:33	については問題ないというふうになっております。
0:22:36	第3項につきましては、炉心は冷却を必要とせず、減速材及び反射材の給水速度も低く、流れの緑や宇津も荘司ないことから、
0:22:46	小損傷を生じさせる恐れのある振動が発生し、
0:22:51	おられます。
0:22:52	このため同条第3項の規定は適用外であるというふうに考えております。
0:22:59	以上が、こちらが準備させていただいております、今回の申請書に関する説明になります。また最後になりますが、今回の申請書ですね、申請の対象となりますのは、
0:23:14	冒頭にも申し上げました通り、燃料要素の政策に関わるものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:20	こちら他事業者さん等ですね先行例等を参考にさせていただきながら ですね、
0:23:27	燃料の製作にかかるところですね、を作るところまでの新設購入申 請という、その先行例を参考にさせていただいてですね、作成している ものでございまして、
0:23:42	ローン、
0:23:43	技術基準規則との適用というものにつきましても、当然、資料2に示し ております通り、各前条項につきまして、該当するものを該当しないも のについての説明を差し上げているところございまして、今回、A、
0:23:59	基準適合性というものについて確認するというものに関しては、6条、8 条、11条、22条というふうに考えている次第でございます。
0:24:10	以上、京大からの説明となります。
0:24:14	はい、ありがとうございます。何か確認することございますか。
0:24:24	提供の加藤です。すいません何点かコメント等も含めて、
0:24:33	まずですね4ページ目の
0:24:38	尿素の懸念なんですけどね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:42	いろいろ情報多分図面通り載せていただいていると思うんですけど、正直ちょっとこれだけの記載であると、内部を示してるのかよくわからなくて、
0:24:57	ここの分報で何をしに行きたいのか。
0:25:00	であったり、何かの領域のところとかでもいろいろ書かれていますが、それが何を意味してるのかわからないので、ちょっとそれがわかるような形で補足をしていただきたいというのが1点目となります。
0:25:16	京大タカハシです。承知いたしました。はい。
0:25:20	それと2点目といたしまして今度10ページいただきまして、
0:25:26	県警使用申請書の記載内容のところですよ。
0:25:32	なぜちょっとあの、すいません私勉強不足からしていないんですけど、いっぺん植栽を確認したいのは、燃料芯材っていうのは、燃料要素の中に入ってるものっていう理解でよろしいですか。
0:25:47	京大タカハシですその通りです。そうしましたら、例えばですね3ページ目のところとか、製作する要素の困窮とかありますので、
0:25:58	燃料信頼っていうのはどこのエリアタンカーとかっていうのをに入れていただくと、ここでの説明がすんなりいくのかなと思ってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:09	京都大学タカハシです承知いたしました3ページにあります図ですねポ ンチ絵のようなものを考えているところではございますが、こちらにそ ういった説明を付け加えさせていただこうと思います。
0:26:21	よろしく願いいたします。それとお願いいたしました。はい。それと 同じく、3ページのところで、
0:26:30	801歩3000被覆材の厚さっていうものがございます。
0:26:36	それで、
0:26:41	この音量体の厚さの1、1行目から2行目のところ、
0:26:47	当間月毎に燃料を1枚だして、それで示すように、三つの指定を取り 出して、きちんと寸法に入っているか確認しますっていう。
0:27:00	ことを示しているんですよ。
0:27:07	兄弟とかしてはいその通りです。わかりました。だからこれ自身はあま り審査には必ず必要な情報ではなくて、補足の情報でいるっていう理解 でよろしいですかね。
0:27:31	京都大学タカハシです被覆材の厚さというものでは申請書にはこちらの 記載させていただいております通り記載をしています。
0:27:42	衛藤ですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	<p>寄付講座の人としては多分ここに書かれている周知を担保すればよくて、その担保のためにこういうやり方をして、チェックをしますっていうことを重ねているので、</p>
0:27:57	<p>審査で必ず必要な情報というよりはこうやって担保しますっていうことを説明している内容であるっていう理解でよろしいですか。</p>
0:28:25	<p>京都大学の高橋です。被覆材のですね厚さというのはですね2近江マスクキングしてグレーマスクキングしております。箇所の厚さということで記載させておりますが、</p>
0:28:39	<p>実際に製作するにあたってはですねこういった燃料材を作る時のですねフィーっしゅテイル等の影響がありましてすべての領域が、</p>
0:28:49	<p>こちらの2行目の数値を満足するわけではないということで、そういった局所的なですね、マフィステイルとかですね、ロック本等の影響を考慮して、</p>
0:29:01	<p>そういったところがですね3行目に書かれております数値を満足するよという追加的な説明として、こちらの値を記載させていただいておるといものがございます。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:19	黄色カトウです。ちょっとすみません、繰り返してるかもしれないんですけど、その結論的にはこの被覆材の厚さを担保しますっていうことを一切っていうことでよろしい。
0:29:33	はい。相馬と共同配送向井でございます。
0:29:38	それでわかりやすく他のをずっとして、このグレーマッピングのところの図を入れていただいていると思うんですけど、これをですね、多分実線のところであたりせっていうのが、何を示してるさっきちょっと補足として行った方がいいなと思ってますので、
0:29:57	カトウわかりやすい記載という形で報告していただければと思います。
0:30:04	京都大学タカハシ承知いたしましたちょっと図についてはですね全面的にですねもう少しわかりやすいような図になるようにですねちょっと検討を進めたいと思います。どうもありがとうございます。
0:30:15	はい。
0:30:17	それと、次にですね12ページ目行っていただきまして、工事の方法。
0:30:24	及び事業のところでございます。
0:30:27	先ほどの口頭では多少言っていたのかもしれませんが、
0:30:32	これ2回に分けて実施する理由をちょっと教えてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:41	京都大学の高橋です。今回資料に記載させていただいております内容としてはですね工事の工程とかですね輸送の状況等について、今、
0:30:52	の状況を踏まえてですね、2回製作するというふうに考えておりますが 工場で作るにあたってですねそのラインのですね、
0:31:02	確保とかですねまたあと輸送に関しましては、U23号炉等の制限ですね PP上の制限等がいろいろかかってくるということで1回に輸送できる
0:31:16	数量というのが決まってくるので、そちらの1回オノの輸送に関わる ものだけをまず製作するとかですね、ちょっとそこはですね製作に関する 状況あとは社会情勢等によっても変わってくる可能性がございますの で、
0:31:34	2回というような形で記載をさせていただいているというものでござい ます。
0:31:41	規制庁、加藤哲へとですねいろんなことを変えて安全にとって多分2 回、2、やるってということで、認識はしたんですけど、
0:31:57	まず、2回だったら必ず、2回に分けるとすれば、必ずこの2会議終了 させることができるのか。
0:32:10	それは、その通りだというふうに理解してよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:18	こちらの軽水減速炉心用燃料については2回で完了するというふうに考えております。わかりました。1回では完了することができない可能性があつてそれは、
0:32:33	工事の工程や輸送の状況を踏まえるそう実際上は完了できない可能性があつて、
0:32:41	それに買いに分ければ必ず、これらのことに関しては完了できるという見通しがあるのでこうしたという理解でいいですかね。
0:32:51	京都大学タカハシです。はい、おっしゃる通りでございます。はい。
0:33:01	規制庁の望月です。
0:33:03	ちなみに、
0:33:04	2階っていったい、1階と2階大体何割ぐらいとかってなんぼ目安とかって何かあつたりするんすか。
0:33:21	まだはっきりと脇共同のタカハシですまだはっきりとは決まっていませんが音又半分半分ということになるかと思ひます。
0:33:32	すいませんありがとうございます。
0:33:39	すいません。規制庁の松本です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	えっとですね、ちょっと2回ということの関係でちょっと確認なんですけども、
0:33:50	搬入時期によって
0:33:55	短期間に、搬入するのであれば、確認豊富っていう行為そのものでいうと1回でいいかというふうに理解してるんですけども、
0:34:06	搬入時期はどの程度ずれそうなんですか、ずれないんですか。例えばね、半年くらいずれるんですけど、
0:34:15	という話が出てきた段階で確認書の交付としては、全部入った段階でいいのか、そのところはですねちょっとよくわからないのでちょっと教えていただくとありがたいんですけども。
0:34:29	京都大学の高橋です。本当ありがとうございます。実はですね輸送等が絡めてですねこちらの1回目と2回目のスパンというのがどれぐらいになるかというのは実はちょっと読めないところがございます。
0:34:44	京都大学の希望といたしましては、搬入をしたものから、使用ができるようにしたいというふうに考えておりまして、当然のことながら、1回目2回目というものが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	補償なんていうかさほどポスタンがなくてですね同じようなタイミングで受入れることができるのであれば、
0:35:04	あまり受けはないんですけども、いえ、
0:35:07	今空欄のところの情勢でですね船の状況というのも日に日に変わっていると、いうことがございまして、
0:35:16	そういったことを考えるとによっては1回目から2回目の間というのは、かなり長い期間可能性があります。そういった場合もですね大体来てですね証明確認をいただいた。
0:35:31	の上をですね、検査をしたものをですねそのまま置いておくにはやはりこちらとしても、
0:35:42	よろしくないといいますかできればですねこれが終わったものから使用させていただきたいというふうに考えておりまして、そういった1回目2回目というものも
0:35:52	時間的なスパンは、その可能性があるということで今回こういった三上和気というような記載にさせていただいているというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:03	その辺の扱い等についてですね、相談をさせていただきたいというもの もでございます。
0:36:13	松元です。意図はわかりました。ただそうするとですね、やはりある程 度、どういうふう
0:36:24	工事の関係工事の方法になるんでしょうけども世古小峰の中で、その ところある程度やはりね、わかりやすいように明確にしていれば ありがたいかなというふうに思います。以上です。
0:36:40	大戸大学高橋です。コメントありがとうございました。
0:36:48	これ多分言ってるけども、
0:36:54	今、1回2回、2回目が分かれる可能性があるという
0:36:58	わかりましたけど、その案にしたもの。
0:37:05	非常に使用したいっていう、言われましたけど、
0:37:09	もう使用したいっていうのは、炉心に、
0:37:12	評価して、
0:37:13	意見を、
0:37:15	というそういう意味です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:23	京都大学の高橋です。最終的にはそちらをそういうふうには炉心に入れてですね使用するということを考えてはいるんですけども、やはり新しい燃料ということで、
0:37:35	定期事業者検査等もまだ新しくする必要がございますし、
0:37:44	ボックス、
0:37:47	です。そうですね。特性試験に関するですね設工認申請等も今後計画をさせていただきます。今回の申請についてはですねメールそうですね、年齢のものを作るところだけで終わってですね、
0:38:05	そちらの使用するにあたっては向こう何ていうか壁があるところがあると言ったら言い方あれなんですけどももう一度、設工認申請とか提示形等のステップがあるというふうに理解しておりますが、
0:38:16	そちらの輸送等のことを考えると、まずはその燃料政策について進めさせていただきますということで買う、申請をさせていただきます。
0:38:32	規制庁の三浦です。
0:38:35	要は、
0:38:36	今、申請は、燃料の製作っていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	ことでその範囲、燃料要素についての寸法なり代表なりそういった範囲 でこう書かれているわけですけど、
0:38:49	その仕様書とかのお話があって、
0:38:53	要するに使用するとなると、
0:38:57	その別途その特性試験としてのっていう、ちょっと言われましたけど も、
0:39:02	今回の場合燃料は正しくなるけれども、
0:39:12	反応度西洋系だとか、いわゆる臨界事故と時間というのは、
0:39:17	特に
0:39:18	今回新たにハードはない。
0:39:23	形になっておりますので、その辺のところの、
0:39:27	この整理というかですね、その辺をしていただく必要があるんじゃない かと思うんですね。
0:39:32	つまりは何かこの燃料を使って新たに、
0:39:39	同手法に当たって、
0:39:41	別途その設工認を学長なものが、
0:39:45	その内の構成としてあるということであれば、これの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:50	復興値とあわせて、
0:39:52	内野特別支援することが通常、
0:39:56	他の施設なんかでやられてると思いますけども、
0:39:59	今回、東大のこの経営については、燃料要素だけが違って、多分、
0:40:05	年度の市自治体というか、
0:40:08	そういったものも変わらず継続整備も変わらず、
0:40:13	ゴールせい言うて、こちらの変わらない。
0:40:18	になるので、ちょっと別途、
0:40:22	この最初で言われたことが、どういうふうに、
0:40:25	考えてるのかっていうこともあわせて、
0:40:28	目をいただいた方がいいかな。
0:40:31	いうふうに思う。
0:40:47	指摘すると。
0:40:49	それ、あんまり、いや、今、整理して、
0:40:54	京都大学の高橋ですすみませんちょっとこちらに話をしておりますすみ ません少し遅くなりましたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	検査の内容につきましてはですねこちらの解説購入申請各項目について、
0:41:07	松原を差し上げるということになるかと思えます使用までについてですね、どういった検査を行うかどういったステップで使用まで持っていくかというものについては、
0:41:21	スケジュール的なものも踏まえましてですね、検討させていただいてですね、適宜ご相談を差し上げながら進めさせていただきたいというふう に考えておる次第です。
0:41:34	生長の家とさしてもらおうということではなくて、その辺のことも、
0:41:41	最終的な
0:41:43	データについてのスケジュールスケジュールの話がちょっとありました ので、その辺の確認が必要だということで、
0:41:52	でも、検討いただいて、
0:41:58	京都大学の高橋です。ありがとうございます。そうですねちょっと検査 というものについてもですね、いろんな前例がございますが、そういっ た前例等も踏まえながらですね
0:42:12	その2回に分けるなどですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	もうちょっと変わったところがございます。私たちだけでは少しちょっと悩ましいところもあるのでそういったところも踏まえながらご相談をさせていただきながらですね、
0:42:25	進めさせていただきたいと。スケジュール等についてもですね、こちらの方で検討させていただいて、
0:42:32	ご説明を差し上げたいというふうに考えております。以上です。
0:42:40	他ありますか。
0:42:49	恐れ入ります京都大学の三澤です。ちょっと先ほど松葉様からもちょっとコメントについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、スケジュールについて、詳しく記載するようにと。
0:43:02	ということで何かご指摘をいただいたんですが、設工認の申請書にはですね工事工程表ということで、製作1回目製作に回目と、
0:43:13	線表二つ書かせていただいております、一応我々としてはこの書き方で2階に分けてやると、いうことを着せ申請書としては明記したつもりであるんですが、
0:43:26	これについて何かコメントをもう少しつけた方がいいということなんですがちょっと申し訳ありませんちょっと先ほどのご指摘に対してどうお

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>答えしたらいいかちょっとよくわかんなかったもんですから教えていた だきたいんですが、すいません。</p>
0:43:59	<p>マツモトさんどうですか。</p>
0:44:03	<p>すみません松本です。私が言ったのはですね、仕様というか、確認書送 付のですね、確認書の交付として見たときに、</p>
0:44:14	<p>2回に分けたときにどういうふうな形を出して欲しいのかっていうとこ ろがわからないと、うちの方としても、検査として見た時に基本的には 施行人ごとってというのが、</p>
0:44:25	<p>考え方なんですよ。今回、ある程度変則的に場合によっては確認焼香を して欲しい、暗に欲しいという話ですので、ですから、</p>
0:44:37	<p>どういうんですか、初回に作ってきたものを、入った段階で、炉心を、</p>
0:44:49	<p>性能試験等で使うということにすると、当然それまでに、シューマー確 認書が必要になりますよね。そうすると、その段階そういうようなとこ ろまでちゃんとわかるようにして欲しいというふうに私は言っただけで あって、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:05	今宮地さんが言ってる仕様とですね、人が全然違う皆さん言われてる仕様というのは、多分、今回、全部手の出荷して、すべて使えるようにしてて事件も全部終わらせて、
0:45:22	じゃあ、衛藤完全に実験しよう入るとい仕様と、燃料そのものを使用して試験等するというのを混同されてるんで、今ちょっとおかしくなってるんだと思うんですけども、
0:45:34	理解いただけましたか。
0:45:41	鳥居八木沢です。どうもありがとうございます。実はこれ申請書を出すときにですね、それこそ2回に分けますので、施設工事申請書自体を、2回に分けるとい、実はそういう案もちょっとなき中で相談したところありますが、
0:45:57	全く同じ仕様のもを出すので、このような形で二階の
0:46:04	工事スケジュールということで書かせていただきました。
0:46:07	ここに今の確認書をですねどういう形で交付していただきたいかといところについては、しっかりと明記するようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
0:46:22	京都連絡

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:23	すみませんもう1点ですねちょっと確認したいところがあって、13ページのところでですね、試験の時期なんですけども、
0:46:35	全部すべて工場で試験をやるように見えるんですけども、間違いないでしょうかっていう確認だけなんですよ。すべてこのタイミングで、
0:46:46	これはしり再粉末が入った段階で材料検査をしたり、このタイミングですべてこういう検査をしますという理解でよろしいのかどうかだけなんですけども、
0:47:03	報道部の中橋です。少しだけちょっと相談させていただいてよろしいですか少しお時間いただきますすみません。
0:47:40	京都大学の高橋です。すみませんお時間いただきましてありがとうございます。江藤今回の12ページに記載させていただいておりますこちらの流れについてはですね、
0:47:50	船津の部分とかですねコンパクトの部分でですね材料検査という形で記載しております。しておりますが、
0:47:59	実際の私たち事業者証明事業者検査という形で現地の方にもう来まして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:08	先にこういった材料検査をやっております書類を確認をですね燃料要素が完成した時点で、書類確認を行うと。
0:48:18	いうことを考えておりました最終的にはすべて向こう側で書類確認とですねあとは層厚等については、現物の確認になると思うんですけども、
0:48:30	そういった立ち会い検査等か書類確認検査というのをあわせて現地で行うということを計画しております。以上です。
0:48:44	はい。マツモトではわかりました。
0:48:49	すいません。あと共同審査と先ほどの2回に分けてということでちょっと質問があるんですけども、
0:48:57	まあね。
0:48:59	この商売事業者検査というのを2回に分けて実施してですねその部分承認というような形。
0:49:09	というのがちょっと私も見方がわからないんですけども、そういった設工認での一部の部分について承認をいただく。要するに障害確認が終わったものから使用すると。
0:49:21	使用するとか許可を許可とか承認をいただくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:24	いうことを希望しているというのを、
0:49:29	申請書に書くというよりもこちらの説明資料の中にそういった旨を記載するという理解でよろしいでしょうか。
0:49:38	松本です。細かなところは説明資料でいいと思うんですけども、ある程度、申請書の方で、
0:49:49	2回に分けて部分的に、多分、シューマー確認申請で言うと、今回作るやつ、一部、どの程度のものを作るかっていうところがあるかと思うんで、
0:50:03	それを踏まえて多分申請いただくような形になるのではないかなって思うふうに思います。多分それしか、今を使い分けてやる方向としてはないんじゃないかなというふうに思ってます。
0:50:21	京都大学とか施設ありがとうございます承知いたしました。
0:50:28	はい。
0:50:29	北野カトウでちょっとおんなじところですね、工事工程表のところ
0:50:36	2回に渡って請求書上でも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:50:41	お手が引かれているんですが、ここに書かれているのがですね、結構に承認からの1人の期間、1ヶ月目とか7ヶ月っていうふうに書かれておりました、
0:50:54	それ以降においてはですね、ここっていうのがきちんと令和何年の何月とかっていうのが記載されているのが普通だと考えて思惑が改善して、
0:51:13	すみません今のは結構です。すみません。
0:51:19	協働いたして承知いたしました。
0:51:26	許諾タカハシ実はちょっと全米というのがありましたのではそちらを参考にさせていただいたというところもございます以上です。
0:51:34	はい。
0:51:35	後で全部、
0:51:37	その前例でちなみになんですか。
0:51:43	京都大学タカハシですけれども名前は出していいのか。いいですかね。そうしたら、やはり後でメールかウェアの方で伝えさせていただきたいと思います。はい。
0:52:01	それとあとは私から最後なんですけれど、23人、23ページ目ですね。
0:52:09	22条のページの説明をしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	経済の第1項第2項で矢印程度申請書の通り、こういう補構造で変えられるよっていうふうになっているんですけど、参考としてですね。
0:52:25	申請書で書かれている計算の内容、
0:52:33	その計算の結果を参考として入れてもらうことはできますか。
0:52:41	京都大学タカハシです。教授いたしましたこちらの後ろ側にですね、計算結果というものを記載したもののページをですね参考資料として付けさせていただきますと思います。はい。
0:53:01	他、何かございますか。
0:53:07	すいませんマツモトから最後、私の最後なんですけども、ちょっとですね1ヶ所だけなんですけども、
0:53:17	15ページ。
0:53:21	インフラのところなんですけど、検査で、電業要素が投票をであることを確認するっていうふうに書いてあるんですけども、
0:53:34	資料の方で、数量だけではなくて実を言うと、見ていただけ何ページでしたっけ。
0:53:45	ちょっと仕様の方をちょっと見ていただければわかるんですけども、グランド

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:50	もう書いてるんですよ。そうなんで倍数だけで大丈夫ですかっていう質問なります。施行令通りっていうことをまず確認するっていうことなりますので、
0:54:03	回答は構わないんでちょっと施工人の方で使用するんで、一応基本的にその仕様をある程度ちゃんと検査のところで押さえる。
0:54:13	ていう時点で、ちょっとここんところ検討いただきたいなっていうふうに思ったんでコメントですこれは、
0:54:23	先ほど大学の高橋です。ありがとうございます確かに、スペーサーの部分での枚数を何枚以下ということで書いていますが仕様のところは確かに、
0:54:33	運動ということで記載をさせていただいてるところもありがとうございますこちらの記載内容については、仲の方でもう一度検討させていただきたいと思っています。どうもありがとうございます。
0:54:49	はい。
0:54:55	全部、
0:55:01	心中一つ。
0:55:13	なるほど。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	国際よろしいか。
0:55:19	和田の方からも何かございますかよろしいですか。
0:55:34	京都大学の高橋です。私たちの方から特にコメントというものはないんですけども今後のスケジュールといたしますか、進め方についてですね。
0:55:44	ご相談といたしますかご教示いただければと思っておる次第でございます。
0:55:51	小中市長の加藤です。僕ちょっと具体的に言ってもらえますか。進め方というのは、
0:55:58	ヒアリング審査会合はあるかと思うんですけども、
0:56:05	ここを審査会合に向けてもう一度ヒアリングを行わせていただくということです。
0:56:11	今日コメント資料と思います。ちょっと資料にかけていただいて、それでヒアリングをする必要がある場合は、ヒアリングをやりましょうと。
0:56:25	ただ、修正された資料の内容特にコメントがない、そこへヒアリング確認する必要がない場合においては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:35	その後審査会合を想定して行うっていう形で行きたいところだったらよろしいですか。
0:56:43	京都大学タカハシで承知しましたありがとうございます。はい。
0:56:48	よろしいですかね。
0:56:51	はい。そうしましたら本日のヒアリング終わると思います。お疲れ様でした。
0:56:59	お疲れ様でしたどうもありがとうございました引き続きよろしく願いいたします。
0:57:04	ございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。